



# みどりを増やす

あなたを応援します！

緑化工事費の一部を助成。建物の新築・建替えや  
塀の撤去をお考えの方は、ぜひご活用ください！

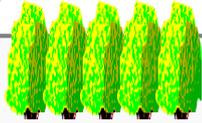
たとえば  
塀を撤去して  
生垣に！



## 接道部緑化

最大30万円助成

### 生垣



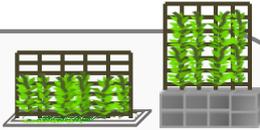
★助成単価：¥15,000/m(生垣延長)

### 植込地



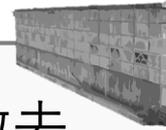
★助成単価：¥15,000/m<sup>2</sup>(植込地面積)

### フェンス緑化



★助成単価：¥2,000/m(フェンス緑化延長)

### 塀の撤去



★助成単価：¥5,000/m<sup>2</sup>(塀面積)

※いずれかを満たす箇所のみ助成対象  
(ア) 撤去によって緑地が道路から見えるようになる  
(イ) 撤去後、新たに緑地をつくる

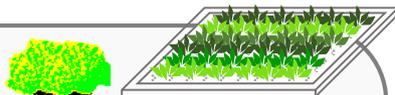


公道・私道を問わず、幅員4 m以上の道路（又は道路中心から2 m以上後退した道路）に、緑化する場所が接している必要があります。

## 建築物上緑化

最大30万円助成

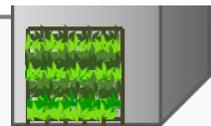
### 屋上緑化



★助成単価：¥15,000/m<sup>2</sup>(緑化面積)

※芝などの地被類、菜園も助成対象です。

### 壁面緑化



★助成単価：¥5,000/m<sup>2</sup>(緑化面積)

### <助成金額の算定方法>

★◆を比較して小さい方の金額が、助成対象となります。なお、交付額は緑化工事後の現地調査等により決定いたします。

★助成単価  
(m・m<sup>2</sup>あたり)

◆工事費実費  
(屋上・壁面は半額)



工事着手2週間前までに申請が必要です。



助成を受けた緑地は、植物の保護と育成に努め、  
良好な管理を行ってください。

このほか所定の助成要件がございますので、詳しくはご相談下さい。  
足立区 パークイノベーション推進課 緑化推進係 ☎ 03-3880-5188



登録番号 29-2442



## 緑化工事後も、ご協力をお願いします。

- 助成後は、区が提供するプレートを緑地内の道路からよく見える場所に設置してください。
- 助成金交付後5年間は、区の調査及びアンケート等にご協力をお願いします。

この緑地は、足立区緑化工事助成制度を活用し、設置しました。



↑プレート（約30cm）



## 緑化計画書提出対象\*の場合は、ご注意を！

- \* ①敷地面積200㎡以上の敷地で、一戸建て以外の建築物及び工作物を新築、改築、又は増築  
②自動車等（バイク・自転車含む）の収容能力が、20台以上の駐車場を新設又は変更

- 緑化基準の緩和又は振替の措置を受けずに区長の認定を受けた緑化計画書に基づき、緑化を行ってください。
- 緑化工事の助成は、足立区緑の保護育成条例施行規則で定める、以下の緑化基準を超える範囲に限ります。

≫敷地面積が500㎡以上の場合：同施行規則別表第2に定める【接道部の緑化】基準

≫敷地面積が1000㎡以上の場合：同施行規則別表第3に定める【建築物上の緑化】基準



## このような方には助成できません。

- 緑化や塀の撤去において、足立区細街路整備事業でこの制度と同様の助成を受ける方
- 既存の樹木を撤去して、植え替えを行う方
- 5年以内にこの制度による助成金を受けた敷地・建築物



## 助成金の交付を取り消すことがあります。

- 虚偽の申請によって助成金の交付を受けたとき。
- やむを得ない理由を除き、助成後5年以内にこの制度の目的に反する改修を行ったとき。
- その他助成金の交付の決定の内容又はこれに付した条件、その他法令等に違反したとき。

お問合せ先≫足立区 パークイノベーション推進課 緑化推進係

☎TEL:03-3880-5188    📠FAX:03-3880-5619

✉E-mail:midori@city.adachi.tokyo.jp